

平成十三年法務省令第三号

刑務所、少年刑務所及び拘留所組織規則
法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第九
九条第三項の規定に基づき、及び同法を実施する
ため、刑務所、少年刑務所及び拘留所組織規則の
全部を改正する命令を次のように定める。
刑務所、少年刑務所及び拘留所組織規則（平成
五年法務省令第十三号）の全部を次のように改正
する。

（名称及び位置）
第一条 刑務所、少年刑務所及び拘留所（以下
「刑務所等」という。）の名称及び位置は、別表
第一のとおりとする。

（所長）
第二条 刑務所等に、所長を置く。
2 所長は、刑務所等の事務を掌理する。

（次長）
第二条の二 市原青年矯正センターに、次長一人
を置く。
2 次長は、所長を助け、市原青年矯正センター
の事務を整理する。

（刑務所等に置く部等）
第三条 次の表の上欄に掲げる刑務所等に、それ
ぞれ同表の下欄に掲げる部及び室を置く。

Table with columns for institution names (e.g., 刑務所, 府中刑務所, 札幌刑務所) and their respective departments/rooms (e.g., 総務部, 処遇部, 教育部).

Table listing specific departments and rooms for various institutions, such as 加古川刑務所 (長崎刑務所) and 東日本成人矯正医療センター (総務部).

2 前項に掲げる部及び室のほか、島根あさひ社
会復帰促進センター及び美称社会復帰促進セン
ターに、それぞれ更生支援企画官一人を置く。
（総務部の所掌事務）
第四条 総務部は、次に掲げる事務をつかさど
る。

- 一 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関
すること。
二 人事に関する事。
三 名籍に関する事。
四 指紋に関する事。
五 統計に関する事。
六 刑事施設視察委員会の庶務に関する事。
七 経理に関する事。
八 領置物及び保管物に関する事。
九 賞給に関する事。
十 給養に関する事。
十一 職員福祉に関する事。
十二 前各号に掲げるもののほか、刑務所等の
所掌事務で他の所掌に属しないものに関する
こと。

Table detailing the duties of the General Affairs Department (総務部), including document management, personnel, and financial matters.

Table detailing the duties of the Accounting Department (会計課), including budget management and financial reporting.

（総務部の調査官）
第九條 第五条に掲げる課のほか、喜連川社会復
帰促進センター、府中刑務所及び東京拘留所の
総務部にそれぞれ調査官二人を、札幌刑務所、
網走刑務所、宮城刑務所、栃木刑務所、東日本
成人矯正医療センター、横浜刑務所、川越少年
刑務所、笠松刑務所、名古屋刑務所、大阪刑務
所、加古川刑務所、播磨社会復帰促進センタ
ー、和歌山刑務所、島根あさひ社会復帰促進セ
ンター、岩国刑務所、美称社会復帰促進センタ
ー、福岡刑務所、麓刑務所及び大阪拘留所の総
務部にそれぞれ調査官一人を置く。
2 調査官は、命を受けて、総務部の所掌事務の
うち特定事項に係るものを調査し、企画する事
務をつかさどる。

（市原青年矯正センターの庶務課）
第九條の二 市原青年矯正センターに、庶務課を
置く。
2 庶務課は、第四条各号に掲げる事務をつかさ
どる。

（処遇部及び矯正処遇部の所掌事務）
第十條 処遇部及び矯正処遇部は、次に掲げる事
務をつかさどる。
一 警備及び保清並びに作業その他の処遇の実
施に関する事（次号から第五号までに該当
するものを除く。）
二 作業の企画、立案及び指導並びに職業訓練
の実施並びに作業に関する施設及び物資の管
理に関する事。
三 改善指導、教科指導及び余暇活動に関する
事（教育部又は分類教育部が置かれる刑務
所等を除く。）
四 鑑別、分類、作業の指定並びに仮釈放及び
仮出場の審査並びに保護に関する事（分類
審査室若しくは分類部又は分類教育部が置か
れる刑務所等を除く。）

Table detailing the duties of the Treatment Department (処遇部) and the Correctional Treatment Department (矯正処遇部), including supervision and work management.

五 外国人被收容者の処遇に関する翻訳及び通
訳に関する事（国際対策室が置かれる刑務
所等を除く。）
（処遇部及び矯正処遇部の首席矯正処遇官）
第十一條 処遇部（加古川刑務所、長崎刑務所及
び東京拘留所を除く。）にそれぞれ首席矯正処
遇官二人を、島根あさひ社会復帰促進センタ
ーの矯正処遇部に首席矯正処遇官四人を、加古川
刑務所、長崎刑務所及び東京拘留所の処遇部並
びに美称社会復帰促進センターの矯正処遇部に
それぞれ首席矯正処遇官三人を置く。
2 次の表の上欄に掲げる刑務所等の処遇部又は
矯正処遇部に置かれる首席矯正処遇官の事務の
分担は、同表の中欄に掲げる担当区分のとおり
とし、その所掌事務は、それぞれ同表の下欄に
掲げるとおりとする。

Table detailing the division of duties for Chief Correctional Treatment Officers (首席矯正処遇官) across various institutions, including names of officers and their assigned tasks.

岡崎医療刑保健課	保健、衛生、防疫及び薬剤に関すること。	看護第診察室、手術室その他の施設における看護に関すること（看護第一課の所掌に属するものを除く。）
----------	---------------------	--

北九州医療刑保健課	保健、衛生及び防疫に関すること。	看護第診察室、手術室その他の施設における看護に関すること（看護第一課の所掌に属するものを除く。）
-----------	------------------	--

東日本医療第一課	精神及び神経系疾患の医療に関すること（看護課の所掌に属するものを除く。）	看護第診察室、手術室その他の施設における看護に関すること（看護第一課の所掌に属するものを除く。）
成人矯正課	精神及び神経系疾患の医療に関すること（看護課の所掌に属するものを除く。）	看護第診察室、手術室その他の施設における看護に関すること（看護第一課の所掌に属するものを除く。）
正医療センター	精神及び神経系疾患の医療に関すること（看護課の所掌に属するものを除く。）	看護第診察室、手術室その他の施設における看護に関すること（看護第一課の所掌に属するものを除く。）

（医療第一課の所掌事務）
第二十二條の二 医療第一部は、第二十一条に規定する事務（医療第二部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
（医療第一部に置く課及び所掌事務）
第二十二條の三 次の表の上欄に掲げる刑務所の医療第一部に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

刑務所の名称	課の名称	所掌事務
東日本保健課	保健、衛生、防疫及び薬剤に関すること。	看護第病室における看護に関すること。

看護第診察室、手術室その他の施設における看護に関すること（看護第一課の所掌に属するものを除く。）	（医療第二部の所掌事務） 第二十二條の四 医療第二部は、第二十一条に規定する事務のうち、医療に関する事務（病室、診察室、手術室その他の施設における看護に関するものを除く。）をつかさどる。 （医療第二部に置く課及び所掌事務） 第二十二條の五 次の表の上欄に掲げる刑務所の医療第二部に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。
--	---

刑務所の名称	所掌事務
東日本医療第一課	精神及び神経系疾患の医療に関すること。
成人矯正課	精神及び神経系疾患の医療に関すること。
正医療センター	精神及び神経系疾患の医療に関すること。

医療第二内科系身体疾患の医療に関すること。	医療第三外科系身体疾患の医療に関すること。	医療第四医療共助及び外部医療機関等との連携に関すること。
-----------------------	-----------------------	------------------------------

（医務課等の所掌事務）
第二十三條 次の表の上欄に掲げる医務部又は医療部（医療第一部及び医療第二部を含む。）の置かれていない刑務所等に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

刑務所の名称	課の名称	所掌事務
旭川刑務所	帯広刑務所	網走刑務所
月形刑務所	青森刑務所	秋田刑務所
山形刑務所	福島刑務所	水戸刑務所
喜連川社会復帰促進センター	前橋刑務所	市原刑務所
新潟刑務所	甲府刑務所	長野刑務所
富山刑務所	金沢刑務所	福井刑務所
岐阜刑務所	笠松刑務所	三重刑務所
加古川刑務所	播磨社会復帰促進センター	

鳥取刑務所	松江刑務所	岡山刑務所	山口刑務所	岩国刑務所	徳島刑務所	山形刑務所	高知刑務所	鹿児島刑務所	宮崎刑務所	鹿児島少年刑務所	沖縄刑務所	函館少年刑務所	盛岡少年刑務所	市原青年矯正センター	松本少年刑務所	姫路少年刑務所	佐賀少年刑務所	立川拘置所	名古屋拘置所	京都拘置所	神戸拘置所	広島拘置所	栃木刑務所	和歌山刑務所	熊本刑務所	福岡拘置所
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	----------	-------	---------	---------	------------	---------	---------	---------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	-------

保健、衛生及び防疫に関すること。																											
------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

（准看護師養成部の所掌事務）
第二十三條の二 准看護師養成部は、准看護師の養成並びにこれに係る保健、衛生、防疫、医療及び薬剤に関する事務をつかさどる。
（更生支援企画官の職務）
第二十四條 更生支援企画官は、命を受けて、刑務所等の所掌事務のうち特定事項に係るものを調査し、企画する事務をつかさどる。
（所長の代理）
第二十五條 総務部長（市原青年矯正センターにあっては、次長）は、所長に事故のあるとき、又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。
（支所の名称及び位置）
第二十六條 刑務所等の支所の名称及び位置は、別表第二のとおりとする。
（支所長）
第二十七條 支所に、支所長を置く。
（支所の次長）
第二十八條 札幌刑務支所、札幌拘置支所、釧路刑務支所、福島刑務支所、横須賀刑務支所、横濱拘置支所、豊橋刑務支所、尾道刑務支所、さいたま拘置支所及び小倉拘置支所に、それぞれ次長一人を置く。
 2 次長は、支所長を助け、支所の事務を整理する。

札幌刑務支所	福島刑務支所	札幌拘置支所	釧路拘置支所	横須賀刑務支所	横濱拘置支所	豊橋刑務支所	尾道刑務支所	さいたま拘置支所	小倉拘置支所
--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	----------	--------

（支所に置く課及び所掌事務）
第二十九條 次の表の上欄に掲げる支所に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

支所の名称	課の名称	所掌事務
札幌拘置支所	釧路刑務支所	第四条第一号から第五号まで及び第七号から第十一号までに掲げる事務
仙台拘置支所	横濱拘置支所	前号に掲げるものほか、支所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
須賀刑務支所	横濱拘置支所	前号に掲げるものほか、支所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
尾道刑務支所	西条拘置支所	前号に掲げるものほか、支所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
刑務支所	さいたま拘置支所	前号に掲げるものほか、支所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
置支所	姫路拘置支所	前号に掲げるものほか、支所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
小倉拘置支所		前号に掲げるものほか、支所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

札幌刑務支所	福島刑務支所	札幌拘置支所	釧路拘置支所	横須賀刑務支所	横濱拘置支所	豊橋刑務支所	尾道刑務支所	さいたま拘置支所	小倉拘置支所
--------	--------	--------	--------	---------	--------	--------	--------	----------	--------

（支所の名称及び位置）
第二十六條 刑務所等の支所の名称及び位置は、別表第二のとおりとする。
（支所長）
第二十七條 支所に、支所長を置く。
（支所の次長）
第二十八條 札幌刑務支所、札幌拘置支所、釧路刑務支所、福島刑務支所、横須賀刑務支所、横濱拘置支所、豊橋刑務支所、尾道刑務支所、さいたま拘置支所及び小倉拘置支所に、それぞれ次長一人を置く。
 2 次長は、支所長を助け、支所の事務を整理する。

水戸拘置支所	小田原拘置支所	沼津拘置支所	岡崎拘置支所	滋賀拘置支所	丸の内拘置支所	奈良拘置支所	久留米拘置支所	長崎拘置支所	鹿兒島拘置支所	松戸那覇拘置支所
--------	---------	--------	--------	--------	---------	--------	---------	--------	---------	----------

拘置支所 尼崎拘置支所

(支所の首席矯正処遇官)

第三十条 前条に掲げる課のほか、札幌刑務支所及び福島刑務支所にそれぞれ首席矯正処遇官二人を、札幌拘置支所、釧路刑務支所、仙台拘置支所、横須賀刑務支所、横浜拘置支所、豊橋刑務支所及び小倉拘置支所にそれぞれ首席矯正処遇官一人を置く。

2 支所の首席矯正処遇官(札幌刑務支所及び福島刑務支所に置かれるものを除く。)は、第十条各号に掲げる事務をつかさどる。

3 札幌刑務支所及び福島刑務支所の首席矯正処遇官二人は、それぞれ処遇担当及び企画担当とし、処遇担当の首席矯正処遇官は第十条第一号及び第五号に掲げる事務を、企画担当の首席矯正処遇官は同条第二号から第四号までに掲げる事務をつかさどる。

(統括矯正処遇官)
第三十一条 刑務所等及びそれらの支所を通じて統括矯正処遇官六百四十二人以内を置く。

2 統括矯正処遇官の配置及び事務の担当区分並びに統括矯正処遇官が分担する所掌事務の範囲は、法務大臣が定める。

(雑則)
第三十二条 この省令に定めるもののほか、刑務所等に関し必要な事項は、所長が定める。

2 所長は、前項の規定に基づき、事務分掌その他組織の細目を定めようとするときは、法務大臣の承認を受けなければならない。

附則 (施行期日)
1 この中央省庁等改革推進本部令(次項において「本部令」という。)は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

(この本部令の効力)
2 この本部令は、その施行の日に、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則(平成十三年法律省令第三号)となるものとする。

附則 (平成一三年三月三〇日法律省令第四〇号)
この省令中第一条の規定は平成十三年四月一日から、第二条の規定は平成十三年五月一日から施行する。

附則 (平成一五年四月一六日法律省令第四一号)

この省令は、平成十五年四月二十一日から施行する。

附則 (平成一六年二月二五日法律省令第九号)
この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

附則 (平成一六年七月一六日法律省令第五〇号)
この省令は、平成十六年八月一日から施行する。

附則 (平成一六年九月三日法律省令第六〇号)
この省令は、平成十六年九月二十一日から施行する。

附則 (平成一六年一〇月二九日法律省令第七三三号)
この省令は、平成十六年十一月一日から施行する。

附則 (平成一七年三月二日法律省令第三九号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一七年四月一日法律省令第五〇号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一七年四月八日法律省令第六一号)
この省令は、平成十七年四月十日から施行する。

附則 (平成一七年九月二九日法律省令第九七号)
この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附則 (平成一七年一二月二八日法律省令第一一〇号)
この省令は、平成十八年一月一日から施行する。ただし、別表第三千葉刑務所の項の改正規定は、同月二十三日から施行する。

附則 (平成一八年三月二〇日法律省令第二三三号)
この省令は、平成十八年三月二十日から施行する。

附則 (平成一八年五月二日法律省令第五五号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一八年五月二三日法律省令第五八号)
この省令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平成十七年法律第五十号)の施行

の日(平成十八年五月二十四日)から施行する。

附則 (平成一九年三月三〇日法律省令第一六号)
この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則 (平成二〇年三月三一日法律省令第一六号)
この省令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年十月一日から施行する。

附則 (平成二一年三月三一日法律省令第一二二号)
この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定中同表の府中刑務所の項を削る部分は、同年九月一日から施行する。

附則 (平成二一年一二月二五日法律省令第四八号)
この省令は、平成二十二年一月四日から施行する。

附則 (平成二三年三月三一日法律省令第九号)
この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附則 (平成二四年四月六日法律省令第一五号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二五年五月一六日法律省令第六号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二六年三月二八日法律省令第七号)
この省令は、平成二六年四月一日から施行する。

附則 (平成二七年四月一〇日法律省令第一八号)
この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二八年三月三一日法律省令第二二二号)
この省令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則 (平成二九年三月三一日法律省令第八号)
この省令は、平成二九年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は同年十月一日から、第三条の規定は平成三十年二月二十八日から施行する。

附則 (平成三〇年三月三〇日法律省令第八号)
この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則 (平成三一年三月二九日法律省令第一九号)
この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則 (令和二年三月三〇日法律省令第一一号)
この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附則 (令和三年三月三一日法律省令第二二二号)
この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附則 (令和四年三月二五日法律省令第一五号)
この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附則 (令和五年三月三〇日法律省令第一一号)抄
(施行期日)
第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

別表第一(第一条関係)	刑務所	名称	位置
	札幌刑務所	札幌市	
	旭川刑務所	旭川市	
	帯広刑務所	帯広市	
	網走刑務所	網走市	
	月形刑務所	北海道樺戸郡月形町	
	青森刑務所	青森市	
	宮城刑務所	仙台市	
	秋田刑務所	秋田市	
	山形刑務所	山形市	
	福島刑務所	福島市	
	水戸刑務所	ひたちなか市	
	栃木刑務所	栃木市	
	喜連川社会復帰促進センター	さくら市	
	前橋刑務所	前橋市	
	千葉刑務所	千葉市	
	市原刑務所	市原市	

福岡拘置所	大阪拘置所
小倉拘置支所	尼崎拘置支所
北九州市	尼崎市
